法教育といじめ問題解決

いじめの現状と法教育の現状、
海外の法教育との比較

慶應義塾大学総合政策学部 2 年　山崎聡一郎

2013 年度春学期

本稿は、日本のいじめ問題の現状とそれに対する各政党の姿勢、日本における法教育の現状と海外の法教育との比較を通じて、法教育のどのような側面を今後改善していくことがいじめ問題対策の一環として法教育を活用する上で有効であるかを明らかにし、今後の研究方針を示すものである。

目次

第一章　法教育からアプローチするいじめ問題（P2）

第二章　いじめの現状（P2）

第三章　いじめ問題への法教育の応用（P8）

第五章　海外の法教育（P14）

第六章　アメリカの法教育（P15）

第七章　日本の法教育は何がマズいのか（P17）

（アメリカ法教育との比較と、日本の法教育の問題点）

第八章　まとめ　今後の研究（P17）

第一章　法教育からアプローチするいじめ問題

いじめ問題、被害者の自殺などを通じて近年しばしば世間を騒がせるようになり、各政党も選挙公約にいじめ対策を盛り込むようになってきたが、いじめの問題自体が近年になってから増加したわけではない。この問題は常に一定の数を保ったまま昔から存在し続けている。[1]この問題に対処する一つの手段として私が提案したいと考えるのが「法教育」である。
そもそも私が法律をいじめの問題と結びつけて考えるようになったのは、小学生時代のいじめの実体験であった。私は小学校 5・6 年次に悪口、暴力を始めとするいじめを受け、打撲・骨折に至ったこともあった。もしも当時の私に十分な法律知識があったなら、自分で自分の身が守れたかもしれないと考えるようになったのは、小学校 6 年生時、公民を教科として習って以降である。そして大学に入学後に「法教育」という概念を知ることとなる。「法教育」とは、法務省の定義に拠ると「*法律専門家ではない一般の人々が，法や司法制度，これらの基礎になっている価値を理解し，法的なものの考え方を身につけるための教育*[2]」をいい、近年の裁判員制度の施行や消費者問題の増加等、国民と法律問題が身近になりつつある社会情勢を背景に一層の整備・充実が提唱されるようになった教育である。この法教育を整備、実施する際にこれをいじめ問題の解決に向けて応用することはできないだろうかと考えたのが研究の動機であった。
本稿では当研究の前提として法教育の現状についての資料及び先行研究の調査を中心に行い、いじめと法教育の現状を明らかにするとともに日本と海外の法教育の比較を行い、今後の研究の指針を示すことを目的とする。

第二章　いじめの現状

はじめに、研究の前提として日本におけるいじめの現状について述べておくことにする。いじめとは、文部科学省に於いて以下の通り定義されている。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。[3]

---

[1] 第二章で詳述する
[2] 法務省 HP　「法教育」
http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html　(2013 年 11 月 18 日)
[3] いじめの定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/10/18/1304156_01.pdf　(2013 年 12 月 25 日)

文部科学省はこの定義のもとで「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を行なっており、この調査によって「学校が認知しているいじめの件数」を調べている。

グラフ 1[4]

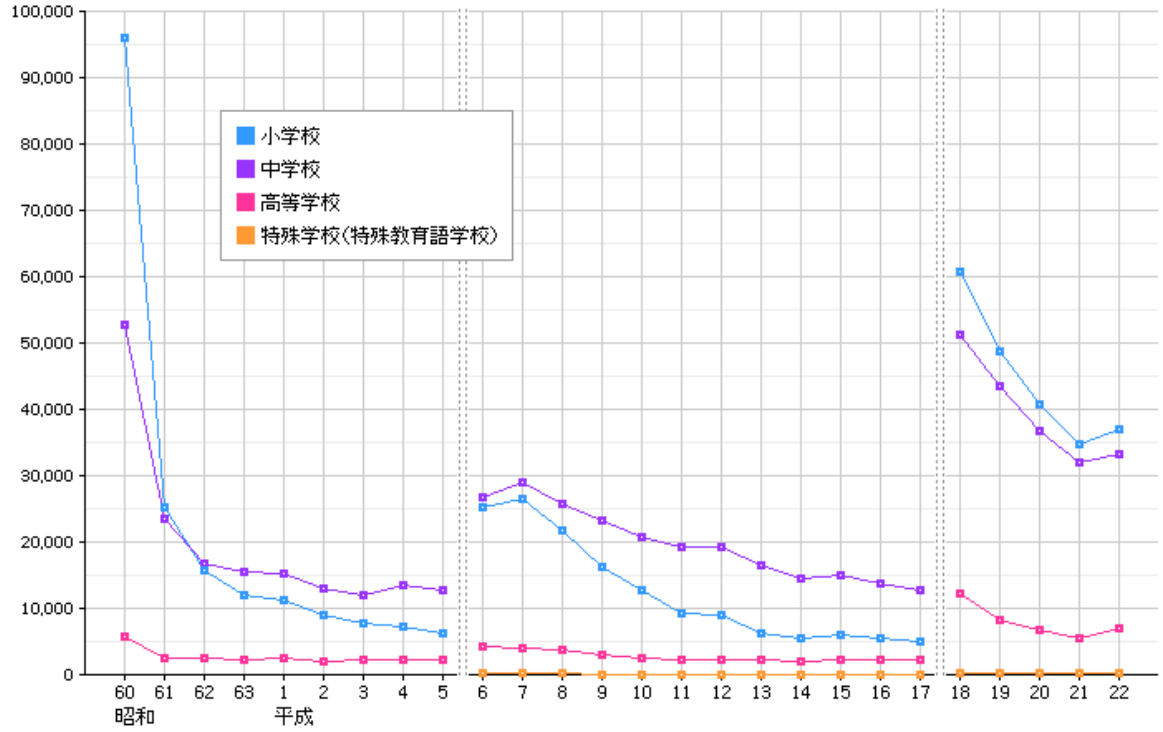

上のグラフ 1 は平成 22 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に基づく、年度別・学校別のいじめ認知件数である。このグラフを参照すると、1994 年＝平成 6 年と、2006 年＝平成 18 年にはいじめの認知件数が急増していることがわかる。しかしこれには以下の要因が考えられる。

1. 前年に報道でいじめが大きく取り上げられたため、各学校がより注意深く調査を行った。

例：平成 5 年(1993).1.13〔中 1 らがいじめマット殺人〕

山形県新庄市の中学校体育館用具室で、1 年生(13)がマットに巻かれた逆立ち状態で窒息死した。日頃からいじめられており、1,2 年生(12～14)7 人が傷害致死で逮捕。3 人が無罪となり、4 人が有罪で少年院などへ送られた。両親は 7 人と市に対して 1 億 9300 万円の損害賠償訴訟を起こし、平成 17 年 9.7、最高裁は 7 人に 5760 万円の支払い命令を出して確定。

2. いじめが社会問題として取り上げられたことを受け、文部科学省がいじめの定義を改訂（平成 18 年より）した。これに伴い従来より多めに数えられるようになった。

[4] ストップいじめ！ナビ　いじめをとめたい大人たちへ
http://stopijime.jp/data/　（2013 年 12 月 25 日）

上記の文部科学省の調査は学校側のいじめ認知件数を調査したものだが、国立教育政策研究所が行なっているいじめ調査は一人ひとりの生徒に対して「どのような嫌な目にあったか」を尋ねるアンケート調査で、こちらでは前者と大きく異なった調査結果が出ている。

グラフ 2　小学校 4～6 年　いじめ被害　仲間はずれ・無視・陰口（男子）

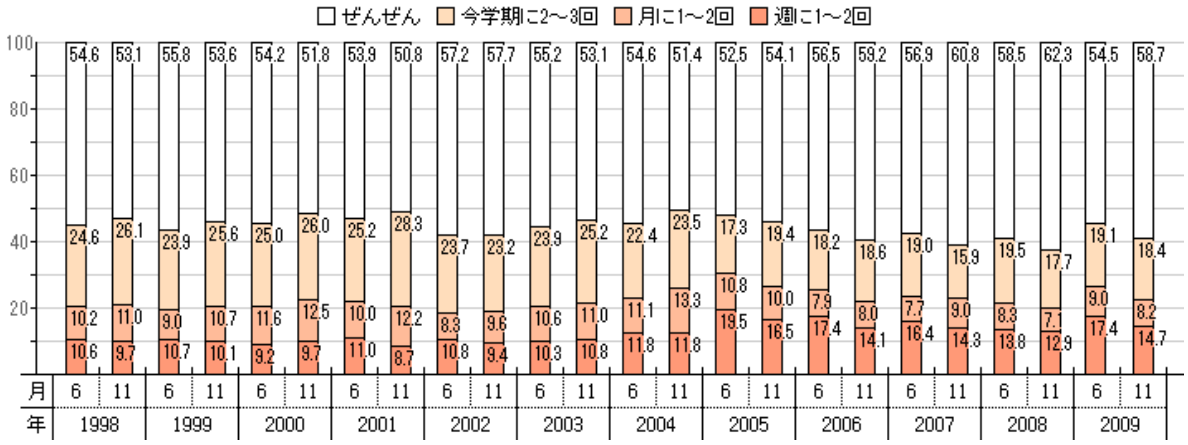

グラフ 3　小学校 4～6 年　いじめ被害　仲間はずれ・無視・陰口（女子）

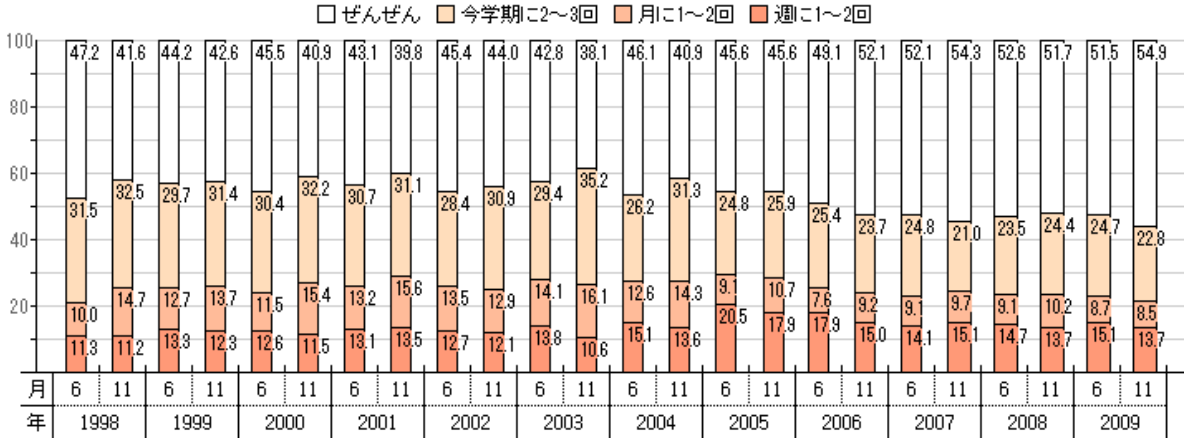

上記のグラフ（グラフ 2・3[5]）は調査結果の中でも特に仲間はずれ、無視、陰口についての被害経験件数の推移[6]である。これを見ると文部科学省の調査のいじめ認知件数に比べると年ごとに大きな変動がない。こういった点から、いじめの問題は常に一定数存在していると考えられる。

それでは、「常に一定数存在する」いじめ問題を「仕方のない問題」として放置することは妥当なのだろうか。倫理的に許されないという主張がある一方で、いじめは被害者側にも原因があるのでやむを得ないとする主張もある。私は基本的には前者の考えであるが、今回

[5] ストップいじめ！ナビ　いじめをとめたい大人たちへ
http://stopijime.jp/data/　（2013 年 12 月 25 日）
[6] 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ追跡調査 2004-2006』『いじめ追跡調査 2007-2009』より
http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/3.pdf　（2013 年 12 月 25 日）

はいじめの問題が学校内の「いじめ問題」として完結せず、事件性を帯びるケースがある点を指摘したいと思う。近年いじめが原因と考えられる生徒の自殺がしばしば報道で取り上げられる。しかしその一方ではいじめから発展した刑事事件も発生しており、その凶悪さもまた問題視されている。警視庁生活安全局少年課が発表している少年非行情勢（平成 25 年上半期）[7]によると、平成 24 年のいじめに関連する事件は 260 件、検挙・補導人員は 511 名に上る（下表 1・2）。

表 1　いじめに起因する事件の件数、いじめに起因する事件の検挙・補導人員

(1)　事件数

いじめに起因する事件の件数

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	上半期	23年	上半期	24年	上半期	25年 上半期	増減数 (上半期)
総数	161	165	233	201	151	163	133	57	113	47	260	65	142	77
いじめによる事件	141	155	223	195	138	151	130	53	108	45	252	61	136	75
いじめの仕返しによる事件	20	10	10	6	13	12	3	4	5	2	8	4	6	2

(2)　検挙・補導人員

いじめに起因する事件の検挙・補導人員

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	上半期	23年	上半期	24年	上半期	25年 上半期	増減数 (上半期)
総数	316	326	460	457	313	313	281	129	219	87	511	125	269	144
小学生	34	23	18	26	7	38	23	12	20	12	36	9	34	25
中学生	217	240	352	349	238	228	228	103	161	63	384	103	191	88
高校生	65	63	90	82	68	47	30	14	38	12	91	13	44	31

[7] 警察庁 HP　『少年非行情勢（平成 25 年上半期）』24-25 頁
http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/syounenhikoujousei.pdf　（2013 年 12 月 25 日）

表 2　いじめによる事件の罪種別検挙・補導人員

(5)　いじめによる事件の罪種別検挙・補導人員

いじめによる事件の罪種別検挙・補導人員（25年上半期）

	総数	うち女子	小学生	うち女子	中学生	うち女子	高校生	うち女子
総数	263	27	33	4	186	16	44	7
強盗	4	0	0	0	0	0	4	0
強制わいせつ	16	0	10	0	6	0	0	0
暴行	83	7	13	4	57	0	13	3
傷害	81	8	10	0	63	8	8	0
暴力行為	27	6	0	0	20	3	7	3
脅迫	2	2	0	0	2	2	0	0
恐喝	10	0	0	0	9	0	1	0
器物損壊	4	0	0	0	3	0	1	0
強要	7	0	0	0	7	0	0	0
名誉毀損	9	2	0	0	5	2	4	0
窃盗	1	0	0	0	0	0	1	0
侮辱	12	1	0	0	9	1	3	0
監禁	1	1	0	0	0	0	1	1
児童ポルノ	5	0	0	0	4	0	1	0
迷惑防止条例	1	0	0	0	1	0	0	0

こういった背景から、各政党は 2012 年衆議院議員総選挙及び 2013 年参議院議員通常選挙に於いていじめ問題に対して次の様な政策を掲げている。

	2012 年衆議院議員総選挙	2013 年参議院議員通常選挙
自由民主党	**いじめを繰り返す生徒の出席停止処分、犯罪に相当するいじめは警察が対処**、道徳教育の徹底、**いじめ対策基本法、いじめ防止条例制定**、いじめ対策アドバイザー設置、いじめ対策を推進する自治体の支援。[8]	教育委員会の責任体制を再確立。スクールカウンセラーの充実。**いじめを繰り返す児童生徒への出席停止処分や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する**、道徳教育の徹底。**『いじめ防止対策推進法』に基づき**、統合的ないじめ対策を行うとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が財政面などで強力に支援。教職員等指導体制の充実。[9]

[8]自由民主党 HP　『自由民主党 2012 年総合政策集』
http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf　（2013 年 12 月 25 日）
[9]自由民主党 HP　『自由民主党 2013 年総合政策集』

公明党	スクールカウンセラー、児童支援専任教諭常時設置[10]	スクールカウンセラー、児童支援専任教諭等の常時配置。養護教諭の大幅な増員し、いじめ等で悩む子どもたちが相談しやすい環境を整備。教育委員会制度について、政治的中立性・教育の継続性をしっかりと確保した上で、権限と責任を明確にし、教育委員の選定方法を見直し、その機能を強化。さらに、議論の形骸化を防ぐため、地域住民の意向が反映される仕組みの導入。[11]
民主党	**いじめ防止のための措置について法制化[12]**	**「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめ対策**及び「体罰等防止法」の制定。[13]
日本維新の会[14]	特になし	特になし
生活の党	教職員研修、小中学生に対する「心の教育」の実施（出典リンク切れ）	**いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめの防止、早期発見、解決できる体制を整備**する。[15]
日本共産党	教育に関する記述の冒頭にいじめ問題に触れるも、具体的方策は記述なし（競争を促す教育に対する批判を繰り返し記述）[16]	「いじめ」を解決できる学校と体制を確立。教職員の「多忙化」解消など、「いじめ」を解決する体制を強化。いじめは人権侵害であり、子どもに

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/j-file-2013-06-27-1.pdf　(2013 年 12 月 25 日)

[10]公明党 HP　『公明党衆院選重点政策 manifesto2012』
https://www.komei.or.jp/policy/manifesto/　(2013 年 12 月 25 日)

[11]公明党 HP　『公明党参院選重点政策 manifesto2013』
http://www.komei.or.jp/campaign/sanin2013/manifest2013/social_security.php　(2013 年 12 月 25 日)

[12]民主党 HP　『民主党の政権政策 Manifesto2012』
http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2012　(2013 年 12 月 25 日)

[13]民主党 HP　『民主党 2013 年参院選マニフェスト』
http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2013.pdf　(2013 年 12 月 25 日)

[14]日本維新の会 HP　『維新八策(各論)VER1.01』
https://j-ishin.jp/pdf/ishinhassaku.pdf　(2013 年 12 月 25 日)

[15]生活の党 HP　『生活の党 2013 年参議院公約』
http://www.seikatsu1.jp/special/political_policy/index.html　(2013 年 12 月 25 日)

[16]日本共産党 HP　『2012 年総選挙政策』

		は安全に生きる権利があることを明確にし、学校や行政による子どもへの安全配慮、35 人学級など教育条件の整備の義務づけ。[17]
みんなの党	ロールプレーの活用等を通じた継続的ないじめ防止教育を実施。現役の教職員及び教員志望者に対する研修を充実。保護者に対する講習。無記名アンケートの実施等を通じたいじめの早期発見。スクールカウンセラー配置と弁護士相談窓口の設置。担任だけではなく校長へといじめ問題が通知される仕組みの整備。**犯罪に相当するいじめは警察が犯罪として対処**。[18]	特になし[19]

http://www.jcp.or.jp/web_policy/html/2012-senkyo.html　(2013 年 12 月 25 日)

[17] 日本共産党 HP　『2013 年参院選挙政策』
http://www.jcp.or.jp/web_policy/html/2013sanin-seisaku.html　(2013 年 12 月 25 日)

[18] みんなの党 HP　『みんなの党総選挙公約』
http://www.your-party.jp/policy/manifest.html　(2013 年 12 月 25 日)

[19] みんなの党 HP　『みんなの党アジェンダ 2013　「みんなの政策」』
http://www.your-party.jp/file/agenda2013e/agenda2013.pdf　(2013 年 12 月 25 日)

以上のマニフェストを見てみると、多くの政党が「法令に基いていじめ問題に対処する」という方針を示しており、中には「犯罪に相当するいじめは警察が対処する」としている政党も見られる。しかし、これらの対策、特に深刻ないじめ問題を犯罪として警察が対処することは現状において適切なのだろうか。「犯罪に相当する」いじめを起こした加害者児童生徒は自分の行為が犯罪に相当し、それによってどのような刑罰が課されるのか等を理解しているのだろうか。この政策を実現するのであれば、その前提として司法制度や刑罰等について最低限の知識を持っている必要があるのではないだろうかと私は考える。
また下の図を見ると、学年ごとのいじめの件数について、中学一年生時が最多となっていることがわかる。

グラフ 4　学年別いじめの認知件数のグラフ（国公私立）[20]

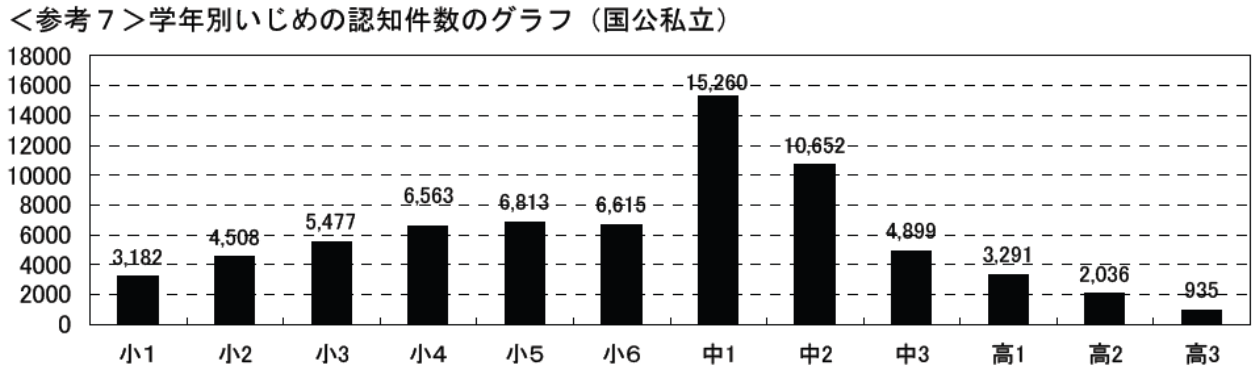

中学一年生に於いていじめの認知件数が最多となるとういうことはつまり、その対策として法教育を実施するとするならば、それは主に中学校生徒がいじめを行うようになる前、つまり小学校段階で実施する必要があるということになる。また、中学校三年生の件数を小学校三年生以降中学校二年生に至るまで上回るようになる点から考えても、小学校におけるいじめ対策としての法教育の充実が、小学校におけるいじめ問題軽減にも必要と言える。以上の点から筆者の法教育研究は主に小学生に対する法教育の実施に関するものを中心としていくこととする。

第三章　いじめ問題への法教育の応用

法教育の定義、普及の必要性が叫ばれるようになった背景については第一章で述べた通りである。また、第二章で見た各政党のいじめ問題に対する政策の前提として、生徒児童が司法

[20]平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 28 頁　平成 24 年 9 月 11 日（火）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/__icsFiles/afieldfile/2012/09/11/1325751_01.pdf　（2013 年 12 月 25 日）

制度や刑罰等について最低限の知識を持っている必要があるのではないかという点についても指摘した。
そもそも私が法教育をいじめ問題に応用しようと考えるようになった契機は、自分自身の経験であった。私は小学校 5 年生時から卒業までの二年間いじめを受け、中には捻挫や打撲、骨折に至ることもあった。こういった環境の下、六年生になると公民を学び、もしも自分が法律（刑法）について十分な知識があれば自分で自分の身を守れたのではないかと考えるようになった。以降自分は大学に入学するまで、自分の身を守る手段として法律を学んできた。そして大学生になって法教育を研究することを考えるようになったのは、ある授業の教科書にあったある部分がきっかけであった。その一部を下に引用する。

裁判員制度と法教育
リーガル･マインドとの関連で、新しい法律問題が浮上している。一つは裁判員制度であり、他は、法教育の問題である。前者は、国民の司法参加のために新しく設けられた制度である。（中略）これによって、国民一人ひとりが主権者として刑事裁判の担い手となるのであり、その役割を適切に果たすことが求められている。リーガル・マインドの涵養の必要性が叫ばれる所以である。
一方、日本社会では「法律家は悪しき隣人」といわれてきたことからも分かるように、法律を社会生活における行動基準とすることに躊躇する傾向があるように思われる。かなりの教養人でも、六法全書を買い求める人は非常に少ないのが現実である。そこで、現代の価値の根源である個人主義の考え方、自由で公正な社会の担い手として必要な法的なものの考え方を身につけさせるために、近年、文部科学省は学習指導要領において法教育の充実を図るとともに、2010（平成 22）年に「法と教育」学会が設立され、リーガル・マインドの強化が重要な課題となっているのである。
引用ここまで　エッセンシャル法学[第 5 版]　（平成 23 年 6 月 1 日　大谷實編著　成文堂）

こうして私の法教育研究が始まった訳であるが、私が法教育の普及によって達成したいと考えているのは、以下の目標である。
1. 基本的人権をはじめとする道徳的概念の習得と、法律や司法制度等の知識の習得を通じて、法教育が加害者児童生徒に対するいじめ抑止力となること。
2. 法律や司法制度等の知識、正当な運用能力の習得によって被害者児童生徒及び保護者にとって自己防衛の手段となること。
3. 法教育の実施を通じて教員によるいじめ対処・指導の正当性を確保すること。

以上の目標を達成することを目指して、今後の研究を進めていく。

第四章　日本の法教育の現状

ここで改めて日本における法教育の定義、及びその必要性について説明しておく。平成 16

年に法務省によって設置された「法教育研究会」は、法教育を幅広い観点から調査・研究・検討を行うことを目的としていた研究会である。この法教育研究会が提出した『法教育研究会「報告書」　我が国における法教育の普及・発展を目指して　一新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手を育むために一』（以下「法教育研究会報告書」とする）に拠ると、「*法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育*」としての法教育が、「*1990 年代以降始まった、各種の改革を経て、国民の自由な活動の範囲が広がる一方、自由な活動から生じ得る紛争を、法によって公正に解決することが、より強く求められること*」となり、また「*国や地方公共団体の活動に国民が参加することが、より一層求められるようになり、平成 21 年 5 月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されること*」となる等の社会の変革を通じて、「*国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある*」ことから「*一層の普及・発展を図る必要性が極めて高くなってきている*」と説明されている。
この法教育研究会報告書では、法教育の具体的内容として以下の様な四領域と目標が提示されている。これらを整理し、また現代の青少年非行の問題と照らし合わせるとどのような成果が見込めるのかを考えてみたところ（目標再定義）、以下のようになった。

領域	目標	目標再定義
ルールづくりとルールに基づいた紛争解決	法は共生のための相互尊重のルールであり，国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを実感をもって認識させる	学校及び社会で生活する上でのルールの必要性・正当性を認識させる。深刻ないじめ問題を犯罪として扱う前提としての教育を行う。
個人と個人の関係を規律する私法分野	契約自由の原則，私的自治などの，私法の基本的な考え方について理解させるとともに，企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深く関わっていることを認識させる	モノの貸し借り・売買等、日常的生活の基礎として法律が存在していることを認識させる。学校内における盗難や児童生徒による万引き等の予防も目指す。
憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人の関係の基本的な在り方	一人ひとりの人間が，かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主	「権利」等の法的概念を理解させ、それが自分たちの人間関係に於いても無関係では無いことを認識させる。

	体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させる	
司法の役割と裁判の特質	「司法とは，法に基づいて，侵害された権利を救済し，ルール違反に対処することによって，法秩序の維持・形成をはかるものであること」を認識させ，「当事者を対等な地位に置き公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質」を学ばせる	権利の侵害、ルール違反に対処する際に公平な立場から判断、対処する第三者としての裁判所の特質を学ばせ、学校においては教師がしばしばその役割を負うことを意識させる。

※参照；　法教育研究会報告書　我が国における法教育の普及・発展を目指してー新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためにー（平成 16 年 11 月 4 日法教育研究会）。ただし、目標再定義は筆者による

法教育研究会報告書では、上表の左二行の領域・目標に基づく法教育を、子供の発達段階に応じて実施していく必要があるとされている。子供の発達段階については、子供の物事の決め方に対する考え方や判断基準等の変化について以下の通り説明されている。
まず物事の決め方については、「*小学校低学年では物事の決め方として，じゃんけんなどが公平だと思うが，小学校半ばくらいで多数決を重視するようになり，小学校高学年から中学校くらいで，多数決で決めていいことといけないことがあることが認識できるようになると考えられている*」とされており、一方で判断基準については「*①偉い人が言うから正しい，②自分にとって都合が良い，③周りの人たちが良いと思うような期待に応える，④社会秩序を維持するために法が必要なのだという認識，⑤社会契約的な発想，⑥いかなる社会においても人類普遍的な原理，根本的な倫理が存在するのだという認識，といった段階に従って発達していくと考えられて*」いると説明されている。こういった点を踏まえて法教育研究会報告書では、

1. 小学生→ルール作りの経験を通じてルールの必要性やありようを学び、また法を学ぶ基礎を身につける
2. 中学生→普遍的な法の原理の理解。また事実を見極める能力や判断の根拠を表現する能力を身につける
3. 高校生→法的な諸問題について考察し、確かな根拠に基づいて公正な判断を行う能力を身につける

の順に法教育を実施していくことを提唱している。
上記の子供の発達段階はジャン・ピアジェ(J.Piaget,1896-1980)やローレンス・コールバー

グ(L.Kohlberg,1927-1987)の理論に基づいているが、これらの理論は高い信頼性を得る一方で多くの批判を受けてきた。日本においてはこれらの理論は西欧的な、あるいはキリスト教的なバイアスがかかっていて必ずしも一致しないのではないかという批判がある。ただこの点については今回は主要な論点から外れるので検討を見送りたいと思う。

現代における法教育については、法務省が「「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書」を平成 24 年 11 月に発表している。この調査は全国の小学校を対象として、平成 23 年度における法教育の実践状況等を把握することを目的として実施されたもので、無作為抽出による全国（国立、公立、私立）の小学校 10,000 校が対象とされている。その内 1,911 校から回答が得られ、回収率は 19.11％であった。調査は、「学校に関すること」「法教育に関する学習指導の状況」「法律家や関係各機関との連携の状況」「法務省が推進する法教育に関すること」「法教育推進に向けた取り組みへのご意見・ご要望」の 5 項目について実施されている。調査結果から読み取れる、各科目の法教育に関連する達成目標、内容の指導実施状況及び指導の際に使用されている教材は以下の通りである。

科目	達成目標	内容の指導実施状況	主な教材
社会科	・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり（第３・４学年） ・我が国の民主政治と日本国憲法の基本的な考え方（第６学年） ・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加（第６学年）	日本国憲法に関する内容が多いが、その他にも多様な回答が挙げられており、やや答えが分散。	教科書以外の教材として「教科書に即した副教材」が圧倒的に多いが、強化の性質上、新聞記事や統計資料が重視されている。
生活科	・学校にはみんなが気持よく生活するためのきまりやマナーがあることに気づく ・公共物や公共施設を利用するためのルールやマナーがあることに気づく。 ・友達と遊ぶ活動を通して約束やルールを作りかえていく。	社会科と比べると分散しておらず、「学校探検やまち探検」、「様々な決まりやマナー」が多数。学習指導要領を参考にして授業が実施されており、特に「学校生活に関すること」「地域とのかかわりに関すること」についての具体的な実践例が多かった。	教科書以外の教材としては「教科書に即した副教材」が最も多く、「教師が独自に作成したもの」「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等」が続く。生活科は活動や体験が重視されており、他の強化と比べて児童の関心や経験を考慮した教師独自の

	（以上第１・２学年）		教材を利用する機会が多いといえる。
家庭科	身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。（第５・６学年）	指導要領に示された「身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できるようにする。」に関するものが多い。 学習指導要領を参考にして従来からの指導を維持している傾向が強い。	教科書以外の教材としては「教科書に即した副教材」の割合が高いが、家庭科では商品の適切な選択などの学習で、児童にマークやチラシのような実物を見せることが多く、「その他」の割合が総合的な学習の時間についで高い。
体育科	・決まりを守り仲良く運動をする。簡単な工夫をしてゲームをする。 ｛第１・２学年｝ ・決まりを守り仲良く運動をする。規則を工夫してゲームをする。 ｛第３・４学年｝ ・約束を守り助けあって運動をする。ルールを工夫してボール運動をする。 ｛第５・６学年｝	学習内容は「規則やきまり、ルールを守り、仲良く運動をする」や「ルール作り」に関する、指導要領に準じたものが多い。またスポーツマンシップや助け合い、勝敗にこだわりすぎないといった意見や、活動を通して精神面の成長を大切にする意見もあった。	体育ではゲームやボール運動などで、まずルールを理解することが円滑なゲーム進行の基本にある。体育科では児童にゲームの具体的なイメージを持たせるために視聴覚教材を利用する割合が高い。
道徳	・主として集団や社会との関わりに関すること。 ・約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にする。 ｛第１・２学年｝ ・約束や社会の決まりを守り、公徳心を持つ。 ｛第３・４学年｝ ・公徳心を持って法や決まりを守り、自他の権利	「人権教育」や「規範意識の向上」、「いじめ・差別」といった学習内容が多い。	道徳は教科書が無いため、教材としては副教材が多く、ついで視聴覚教材が多い。視聴覚教材の利用率はどの教科よりも高い。

	を大切にし進んで義務を果たす。 ｛第５・６学年｝ ・誰に対しても差別をすることや偏見を持つこと無く公正・公平にし、正義の実現に努める。 ｛第５・６学年｝		
総合的な学習の時間	学習指導要領に示された学習活動を参考に実施された法やルール・きまりに関する学習活動例 ・校外学習等でのルールやマナーに関すること ・情報に関すること ・環境に関すること	学習内容は法教育関連に限定すると道徳や社会科と類似。	教材は副教材が最も多く、次に一般書籍・パンフレット等が多い。また、利用していないという回答もあった。
特別活動 ｛学級活動｝ ｛児童会活動｝ ｛クラブ活動｝	望ましい人間関係を形成し、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するように工夫すること。	「縦割り活動」や「望ましい人間関係の育成」、「話し合い活動の充実」といったものが多く挙げられた。法教育的な具体的内容としては「学校のルールに関すること」が圧倒的に多い。あいさつから始まり、授業中や休み時間の過ごし方、学校施設の利用法等、一日の生活で児童の行動にかかわる様々なルールや決まりが挙げられている。	教材は「教師が独自に作成したもの」が最も多く、ついで「副教材」となった。また「その他」の中には「児童会が作成したプリントやポスター、学校のきまり、児童が作成した資料、外部講師、話し合い活動」などが含まれていた。

先述の法教育研究会が提示した法教育四領域をそれぞれ、「ルールづくりとルールに基づいた紛争解決」を第一領域（①）、「個人と個人の関係を規律する私法分野」を第二領域（②）、「憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人の関係の基本的な在り方」を第三領域（③）、「司法の役割と裁判の特質」を第四領域（④）とし、上表の各科目がそれぞれどの領域に当てはまるのかを整理してみる。まず社会科はまんべんなく公民知識を学ぶことから①

③④に広く関わってくると考えられる。生活科は社会生活を営む上でのルールやマナーを学ぶ点から①の要素が強いと言える。家庭科は主に有効な消費の方法や悪徳商法等の消費者問題について学ぶことから②と合致する。体育はゲームを実施する上でのルールを中心に学ぶため①の要素が強いと言えるが、精神面の成長を促すという視点を加えると③の要素も強まってくる。道徳は「公徳心」「権利」「正義」といった概念的な面が強く、③に近い。総合的な学習の時間は具体的に法教育の内容が決められているわけではないが、現状では①と③に関する内容が多く実施されていると考えられる。特別活動もまた総合的な学習の時間同様具体的内容は学校によって異なるが、大まかに①と④に関する内容が多く実施されていると考えられる。

第五章　海外の法教育

ここまで日本の法教育の現状について述べたが、海外では法教育ではどのように行われているのだろうか。法教育研究会報告書では、各国の法教育について以下のようにまとめられている。

アメリカ

アメリカの法教育は市民がアメリカ立憲民主主義の基本概念・原理である、「権威、プライバシー、責任、正義」などの意義を再認識するための方法として、また青少年の行動を改善するための方法として提案された。アメリカの法教育には主として 2 つの大きな特徴があり、一つ目はいくつかの代表的な法教育カリキュラムがありながらそれらの内容や目的が多岐にわたる点であり、二つ目は発達段階に応じて教材の質を変えながら法教育を実施していくという長期的な視点に基づいている点である。

フランス

フランスでは学校での日常生活の中で市民教育として法を意識した教育が行われている。具体的内容としては「自由、平等、博愛」等の基本的な原理、思想が子どもたちの年齢に応じて様々な表現により、「繰り返し」教えられているという点に特徴がある。

スウェーデン

スウェーデンでは民主主義が教育の基本となっており、法や司法が必要な道具であるとの認識のもとに、法や司法についての教育が行われている。特にスウェーデンでは体験的な手法が用いられており、小学校段階から民主主義、子どもの権利についても教えられている点が特徴的である。

フィンランドの法教育

フィンランドの小中学校における社会科教育の中心は歴史であり、隣国のスウェーデンに比して法及び司法に関する教育の比重は少ない。高等学校では選択科目として生徒たちが社会

に出てすぐに遭遇する場面の法についてコンパクトにまとめた科目がある。

第六章　アメリカの法教育

以上の法教育研究会報告書に拠る各国の法教育についての記述を踏まえた上で、今回はアメリカの法教育について一層具体的に見ていこうと考える。アメリカの法教育を選定したのは以下の理由による。

1. アメリカの法教育は 1978 年の法教育法成立より普及が進められたと考えられ、日本に比べて法教育に取り組んできた歴史が長い
2. アメリカ法教育はその提案動機の一つとして「青少年の行動改善」が掲げられており、筆者の掲げる法教育の目標である「いじめ問題の解決」と少なからず合致する

アメリカの法教育は 1960 年代後半以降の青少年犯罪の増加・深刻化と、ウォーターゲート事件を契機とする 1970 年代の市民の政治不信の広がりを背景としている。こういった背景の中で成立したアメリカ法教育は①道徳的な判断と倫理的な分析の技能を獲得すること、②法形成過程を評価する態度を形成すること、③法に関する知識を身につけることの三つの目標を掲げている。現在のアメリカ法教育には主に四種類のカリキュラムが提示されており、それぞれの特徴は以下の通りである。

Foundation of Democracy
「立憲民主主義の制度とそれらが基礎としている基本的な原理と価値」の知識理解や「民主的な価値を利用する」態度形成を目標とする。学年段階を一貫して法的概念を体系的に学ぶ。
「権威」→社会の法を創造すること
「プライバシー」→個人の内面の自由
「責任」→個人の内面の秩序
「正義」→社会の法を適用すること

Street law（高等学校段階中心）
知識理解の側面での「生徒の日常生活において実用的な法、現代における法的な論争問題、社会における法の意味」、態度形成の側面での「法への参加、紛争処理への関与」を明確に提示するとともに「正義、寛容、公正」といった法的な判断を行う際の中核の価値意識の育成を重視している。法的なものの見方・考え方にもとづいて法と関連する現代的な課題を判断し解決する内容を重視している。

Respect me, Respect yourself
「暴力によらない紛争処理」に価値を認める。調停による紛争処理に関する知識理解と技能

習得を目指して調停、模擬裁判や制作決定といった実際の調停のプロセスに基づいて内容が構成されている。

I'm the people

1990 年代に 1～3 のカリキュラム構成の原理を統合し、再構成した新たな法教育カリキュラム。第一に「我々の立憲民主主義にとって、我々の社会の構造と機能にとって、基礎となると思われる本質的な概念（法、権力、正義、自由、平等など）」の理解を深めること、第二に「法のもとでの権利と責任を追究し、紛争に立ち向かいそれを処理し、公共政策を議論し分析する」態度を培うこと、第三に「法に基づく社会において、批判的な思考を行う能力、情報を収集し、解釈し、適切に行動する能力、効果的に参加する能力などの、生涯にわたって全ての市民が必要とする能力」を身につけることという 3 つの教育目標が提示されている。

以上の各カリキュラムの特徴を日本における前述の法教育四領域（①～④）に当てはめると、法的概念を体系的に身に付ける Foundations of Democracy は目標③に近く、法的思考に基いて現代の法的問題を判断する Street Law は一致こそしないものの目標④に類似しており、調停による紛争解決を学ぶ Respect me, Respect yourself は四領域の目標に広く関連しており、特に④とは関連が深いと言える。また I'm the People 各カリキュラム構成の原理を統合し、再構成しているものの、カリキュラム 1 と 2 の傾向が強いと言え、このことから目標③と④の要素が強いと言える。以上のように考えると、アメリカ法教育は主として「正義」「公正」「責任」等の法的概念を扱うことが多いと言え、こういった法的概念に支えられた法律を実際に裁判などの場で運用する内容が中心になっていることがわかる。

第七章　日本の法教育は何がマズいのか

（アメリカ法教育との比較と、日本の法教育の問題点）

日本の法教育については第四章で述べた通りであった。第四章で引用した「「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書」から日本の法教育の現状を法教育研究会報告書で提示された法教育四領域に基いて考察すると、主として家庭科における取り扱いに限られる②領域が少ない以外は全体的にバランスが取れており、②領域もほとんど取り扱いが見られないアメリカ法教育に比べれば安定的に取り扱われていると考えられる。ただ、道徳は正規の科目として定められているものではなく、特別活動も科目ではない。総合的な学習の時間についても科目の主たる目的が不明確であることから学校や先生によって内容が大きく異なり、必ずしも法教育的内容を教授しているとも言えない。こういった点を鑑みると、③領域についてはかなり比重が少ないと言える。また、日本における法教育は現状として従来の科目における「法教育的内容」を洗い出している「後付」的状態にあり、明確に「法教育」として行われている科目が無い。そのため現在日本において提示されている法教育教材は使用状況、教師及び生徒による評価がほとんど不明である。

第八章　まとめ　今後の研究

以上の春学期の調査研究を踏まえて、今後は以下の点について研究して行きたいと考えている。

1. ルール作り・模擬裁判の実施態様の現状、教材の評価
2. ルール作り・模擬裁判に対する児童・教師それぞれの評価・感想
3. （パビリオンとして警察署・裁判所を設置しているキッザニア東京、スポンサーの IHI への協力依頼）

法教育四領域に於いていじめ問題に主に関連すると考えられるのは②領域を除く三領域と考えられる。ただ、その中でも③領域については道徳の科目化を始めとする様々な道徳教育の充実に向けた議論が展開されているため敢えて主要なテーマから外し、現在の学校教育ではあまり扱われていないと思われる①④領域のルール作り、模擬裁判について扱っていこうと考えた。そのためまずはルール作り及び模擬裁判の現在の実施状況を評価し、またこれらに対する児童・教師それぞれの評価・感想についてを調査しようと考えた。
また、模擬裁判については未だその具体的実施態様が見えておらず、今後の普及に向けては実施の形態として何らかのテーマを児童に提示してそのテーマについて考察していくべきなのか、実際の裁判傍聴や裁判関連のテレビ番組を利用し、予めその判決について予想させるのが良いのか、あるいは学校内で起きた実際の出来事についてを扱うのが良いのかについても研究していきたいと考えている。その前段階として学校における模擬裁判の実施状況を調査するのはもちろんであるが、職業体験型テーマパークであり、その体験施設として裁判所・警察署を提供しているキッザニア東京、及びそのスポンサー企業である IHI に対する取材を試みてみたいと考えている。
キッザニア東京　裁判所
http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/1_020c/index.html
キッザニア東京　警察署
http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/1_020p/index.html
株式会社 IHI　「キッザニア」へのパビリオン出展について
http://www.ihi.co.jp/ihi/kidzania/

参考文献

✖ 法教育研究会報告書　我が国における法教育の普及・発展を目指して
－新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために－
（平成 16 年 11 月 4 日法教育研究会）
✖ 「小学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書　（法務省　平成 24

年 11 月）
- ✖ 学校と法　坂田仰　（放送大学教育振興会　2012 年 3 月）
- ✖ 少年非行情勢（平成 24 年 1～12 月）（警視庁生活安全局少年課）
- ✖「法教育」の現状と法律学　北川善英（立命館法学 2008 年 5・6 号（321・322 号））
- ✖ エッセンシャル法学[第 5 版]　（平成 23 年 6 月 1 日　大谷實編著　成文堂）
- ✖ 諸外国における法教育の現状ーアメリカの法教育カリキュラムの分析を通じてー
  2003 年 11 月 12 日法務省「法教育研究会」第 4 回会議　筑波大学磯山恭子
- ✖「平成 22 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より
  http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/__icsFiles/afieldfile/2011/08/04/1309304_01.pdf
- ✖『いじめ追跡調査 2004-2006』『いじめ追跡調査 2007-2009』より
  （国立教育政策研究所生徒指導研究センター）
  http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/shienshiryou2/3.pdf
- ✖ 法務省 HP　法教育
  http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html
- ✖ 法的判断枠組みと法教育の目指すべき到達点ー道徳判断発達理論を参考にー
  佐藤伸彦　（立命館法政論集　2007 年第 5 号）
  http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/hosei-5/satou.pdf
- ✖ 平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
  28 頁
  平成 24 年 9 月 11 日（火）　（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
  http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/__icsFiles/afieldfile/2012/09/11/1325751_01.pdf
- ✖ 自由民主党 2012 年総合政策集
  https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/
- ✖「民主党の政権政策 Manifesto2012」
  http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2012
- ✖ 公明党衆院選重点政策 manifesto2012
  https://www.komei.or.jp/policy/manifesto/
- ✖ 生活の党 2012 年総選挙マニフェスト
- ✖ 日本共産党 2012 年総選挙政策
  http://www.jcp.or.jp/web_policy/html/2012-senkyo.html
- ✖ みんなの党総選挙公約
  http://www.your-party.jp/policy/manifest.html
- ✖ 自由民主党 2013 年総合政策集
  http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/j-file-2013-06-27-1.pdf
- ✖「民主党 2013 年参院選マニフェスト」

http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2013.pdf
- 公明党参院選重点政策 manifesto2013
http://www.komei.or.jp/campaign/sanin2013/manifest2013/social_security.php
- 日本維新の会　維新八策(各論)VER1.01
http://j-ishin.jp/about/statue.html
- 2013 年参院選挙政策
http://www.jcp.or.jp/web_policy/html/2013sanin-seisaku.html
- みんなの党　アジェンダ 2013 「みんなの政策」
http://www.your-party.jp/file/agenda2013e/agenda2013.pdf
- 生活の党 2013 年参議院公約
http://www.seikatsu1.jp/special/political_policy/index.html
- 法教育フォーラム
http://www.houkyouiku.jp/
- キッザニア東京　裁判所
- http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/1_020c/index.html
- キッザニア東京　警察署
- http://www.kidzania.jp/tokyo/activity/pavilion/1_020p/index.html
- 株式会社 IHI　「キッザニア」へのパビリオン出展について
- http://www.ihi.co.jp/ihi/kidzania/